

# 郵便入札について

(檀原市条件付き一般競争入札 役務・物品発注用)

檀原市上下水道部 経営総務課

こちらは、檀原市が発注する役務・物品案件の条件付き一般競争入札の郵便入札における注意事項等について、主なものを記載しています。入札に参加される場合は、公告書の記載事項や別に掲載する「参加手続きについて」等も必ずご確認ください。

## 1. 郵便入札である旨の記載

公告等において、郵便入札であることを明記します。

### 入札公告書

下記の案件について、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。なおこの入札は郵便入札により執行します。

令和〇年〇月〇日

## 2. 入札参加申込

公告の「入札に付する事項」「入札に参加する者に必要な要件」を確認の上で、入札に参加しようとする場合は、「仕様書等の閲覧方法」に記載する仕様書等閲覧資格確認申請書を仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日までに経営総務課へFAXまたは電子メールで提出し、該当案件の閲覧資格の確認を受けてください。経営総務課から仕様書等閲覧資格確認申請書を提出した者に対し、仕様書等閲覧資格確認結果通知書をFAXにて送付します。確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者は、併せて記載している仕様書等閲覧方法に沿って仕様書等を閲覧してください。

なお、仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日までに仕様書等閲覧資格確認申請書を提出し、仕様書等閲覧資格確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者以外の入札は無効とします。

## 3. 質疑回答

質疑ができる者は、上記「2.入札参加申込」の仕様書等閲覧資格確認結果通知書で、仕様書等閲覧パスワードを通知された者のみとします。質疑受付期限までに、質疑書(様式不問)に契約番号・案件名・質疑文・業者名を記入し、経営総務課へFAXまたは電子メールで提出

してください。回答は、回答予定日時に檀原市ホームページに掲載します。質疑受付期限後の質疑受付、回答後の再質疑受付は行いません。

#### 4. 入札書の提出

##### (1)入札書等の記載における注意事項

郵便入札のため、**代理人での提出は出来ません**。(委任状不要)

入札書に記入する日付は、記入日や投函日ではなく、入札日(開札日)を記入してください。

入札書等へは、檀原市競争入札参加資格者名簿登録申請にて申請した内容及び使用印鑑届にて届出した使用印を押印してください。(記名押印を欠く入札書による入札は無効となります。「6.入札の無効」をご確認ください。)

##### (2)入札書の提出方法

**一般書留、簡易書留**又は**特定記録**のいずれかの方法により**檀原郵便局留め置き**で郵便局の窓口から郵送してください。(ポストには投函できません。)

但し、次の事項には注意してください。

・入札書の**郵送(到達)開始日から入札書到達期日までの間に檀原郵便局に到達**すること。

入札書の郵送(到達)開始日は、入札日の10日前とします。

※上記期間以外に到達した入札書は無効とする。(到達期日当日の消印であっても有効ではありません。)

郵便局留め置きの場合、郵便局に届いてから10日を経過しますと、保管期間が満了となり、郵便物(入札書)を差出人に返却する為、市が受け取ることができなくなります。

・入札書に必要事項を記入し、**記名押印**のうえ、**一案件につき一つの封筒**(檀原市が指定する事項を記載した**長形3号封筒**を使用すること)を作成し、該当入札書を入れて郵送してください。

※二以上の案件の入札書を一つの封筒に**まとめて封入し郵送されたものは無効**とします。

※上記以外の方法による郵送・配送等された入札書は無効とします。

※郵便局より渡される差出控えは、各自保管するようにしてください。

※入札書を市役所へ直接持参された場合等で市役所が受付した場合でも、その入札書は無効とします。

##### (3)郵便入札用封筒

・**一案件につき一つの封筒**を作成し、該当入札書を入れて郵送してください。

・檀原市が指定する事項(様式第11号)を記載した**長形3号封筒**を使用してください。

・入札書を封筒に入れ、封緘してください。

・郵便入札用封筒の記載事項

- ① 宛先
- ② 「入札書在中」の文字
- ③ 入札書到着期限、開札日、契約番号、案件名、履行場所
- ④ 差出人の住所及び会社名

※記載事項の記入漏れ等により、入札案件の確認が出来ない場合、入札書が無効となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 宛先

〒634-8799

橿原郵便局留 橿原市上下水道部 経営総務課 行

封筒(表)

〒634-8799	
橿原郵便局留	
橿原市上下水道部 経営総務課 行	
入 札 書 在 中	
入札書到達期限	年 月 日
開札日	年 月 日
契約番号	
案件名	
履行場所	

封筒(裏)

差出人	住所	
	会社名	

## 5. 入札（開札）及び事後審査等

公告等に記載された日時、場所において執行します。当該入札事務に関係のない職員、当該入札の入札者の中から希望する者を開札立会人として入札を行います。

- ・入札書の提出（櫃原郵便局到達）をもって、入札の参加申請があったものとみなします。仕様書等の閲覧申請をしたが入札書を提出しない場合の連絡は不要（辞退届の提出不要）。
- ・提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することは出来ません。
- ・入札書を提出した後、入札を辞退することは出来ません。
- ・入札書に記載する金額は日本円とし、消費税抜きの金額とします。

### ・予定価格範囲内の価格での入札がない場合

再度の入札を行うものとします。（再度の入札対象者には電話等にて連絡します。この場合、最低入札金額等の公表は出来ません。）入札執行回数は、2回までとします。

1 回目の入札で無効な入札を行った者は、再度入札には参加出来ません。なお、再度入札参加者が1者であることが明らかな場合、再度入札は行いません。

### ・落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるとき

くじにより落札者を決定するものとします。（くじ対象者には電話等にて連絡します。）くじは開札日の翌平日に行います。その場合、くじを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市役所職員がくじを引くものとします。

### ・事後審査「なし」の場合

落札者の決定（開札日または同額の場合くじを行った日）後、落札者に電話等にて連絡します。速やかに経営総務課まで契約書の受け取りにお越しくください。郵送での受け取りを希望される場合は返信用封筒（郵便料金分の切手貼付必要）を経営総務課まで送付してください。

### ・事後審査「あり」の場合

落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日（土曜日、日曜日、祝祭日は除く）の**正午まで**に、公告にて指定する資料等を櫃原市上下水道部経営総務課に提出してください。落札候補者にはFAXもしくは電話等にて連絡します。発注担当課職員の確認を要する為、落札候補者の連絡をさせて頂いた際、**来庁時刻をお教えください**。（来庁時刻が未定の場合、来庁後事後審査までかなりの時間を要する場合があります。）

事後審査にて資格を確認したときは、当該落札候補者を落札者として決定し、経営総務課にて契約書をお渡しします。

事後審査にて資格を確認できなかったときは、当該落札候補者の入札を無効とし、予定価格の範囲内で次順位の金額を提示した者を落札候補者とし、事後審査を行います。

・開札立会いを希望する場合

当該入札の入札者で開札立会いを希望する場合は、事前連絡の上、開札予定時刻までに開札場所へお越しください。(当該入札の入札者以外の者が開札立会人となることは出来ません。)

開札立会いを希望する入札者が当該入札の開札執行に立ち会うことができないときは、代理人を選任することができます。(開札立会人に代理人を選任する場合は、その旨の委任状が必要です。)

開札立会いに際し、入札者本人であること、もしくは委任状記載の代理人本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めます。予めご了承ください。

6. 入札の無効

下記に該当する入札は、無効とします。

- ・記名押印を欠く入札書による入札
- ・金額が訂正され、又は判読し難い入札書による入札
- ・重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札書による入札
- ・指定する提出(郵送)方法等以外の方法により提出された入札書による入札
- ・長期継続契約に係る入札であって、入札金額と、各年度の金額の合計が一致しない入札書による入札
- ・単価契約に係る入札であって、入札金額と、単価に予定数量を乗じた金額の合計が一致しない入札書による入札
- ・入札時に内訳書の添付を要する入札であって、内訳書が添付されず、又は内訳書の種類と金額と入札額が一致しない入札
- ・同一の案件につき同一の入札者が行った2以上の入札
- ・入札に際して公正な入札の執行を害する行為を行った者の当該行為に係る入札
- ・談合等の不正行為を行った者の当該不正行為に係る入札
- ・事後審査を行う条件付き一般競争入札において、事後審査により入札参加要件を確認できなかった落札候補者が行った入札

7. 入札結果の公表

落札者が決定した日の翌平日以降に、橿原市ホームページ内(入札・監督検査ページ)及び行政資料閲覧コーナー(市役所分庁舎1階)にて公表開札録を掲載します。

8. その他

- ・本案件の入札に要した費用は入札参加者の負担とします。
- ・落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結は行いません。

- ・入札において、事故が起きたときや不正行為等があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- ・長期継続契約の場合、翌年度以降の予算が減額又は削除された場合は、発注者は契約を解除する場合があります。受注者は、これにより契約を解除され損害が生じた場合は、発注者にその損害の賠償を請求することができます。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとします。
- ・公告、仕様書等通知内容に定めのない事項は、檀原市上下水道事業の契約等に関する規程、檀原市契約規則、檀原市入札執行要綱、檀原市役務提供及び物品調達における条件付き一般競争入札執行要綱、檀原市契約書等の様式を定める規程等に従うものとします。